

**四日市市すわ公園交流館
指定管理者候補者選定審査報告書**

平成30年10月

四日市市指定管理者第3選定委員会

四日市市すわ公園交流館指定管理者の候補者選定に係る審査結果について

四日市市は、四日市市すわ公園交流館の管理・運営において、地方自治法第244条の2に規定する指定管理者制度を再導入するため、四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年四日市市条例第9号）第2条第1項に基づき、指定管理者を募集しましたところ、1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

四日市市指定管理者第3選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者について提出書類と応募者ヒアリングを基に総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果を次のとおり報告します。

平成30年10月15日

四日市市長 森 智広 様

四日市市指定管理者第3選定委員会

委員長 先浦 宏紀

委員 北村 香織

委員 杉本 雅俊

委員 鈴木 圭計

委員 土井 愛子

委員 生川 昌毅

委員 松浦 伸吾

1 施設の名称

四日市市すわ公園交流館

2 指定の期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

3 審査の内容

四日市市すわ公園交流館指定管理者の候補者の選定

4 募集及び選定の経過

選定委員会による募集要項の審査	平成30年	6月	5日	(火)
募集要項の配布開始、HP掲載	平成30年	6月	11日	(月)
応募説明会(現地説明会)	平成30年	6月	20日	(水)
質問書受付	平成30年	6月	21日	(木)
			～	6月29日(金)
質問書回答	平成30年	7月	6日	(金)
指定申請提出期間	平成30年	7月	23日	(月)
			～	7月27日(金)
選定委員会による応募者ヒアリング	平成30年	9月	5日	(水)
選定委員会による総合審査	平成30年	10月	15日	(月)

5 指定管理者応募者名

アクティオ株式会社

代表取締役社長 鈴木 悟

6 選定審査の方法

(1) 提出書類の確認

応募者からの提出書類については、募集要項に定める応募の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。

(2) 応募者ヒアリング

応募者に対し、応募者ヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。

実施日 平成30年9月5日(水)

場 所 四日市市総合会館 8階 第2会議室

要 領 40分間のヒアリング(団体説明20分、委員質疑20分)

(3) 総合審査

提案内容の審査については、応募者の指定申請等書類及びヒアリングの内容を基

に、選定委員会において、選定審査基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに5段階評価を行い、評価項目ごとの配点に5段階評価に対する率を乗じて得られた点数を全項目加算（85点満点）し、得られた各委員の点数を合算したものを、85点満点換算して応募者の提案内容の得点としました。（小数点第2位まで求め、四捨五入）

提案価格の審査については、応募者が1団体のみであったことから、配点の15点を提案価格の得点としました。

これら提案内容と提案価格の総計得点（100点満点）において、標準点を満たしますので、応募者を候補者として選定しました。

7 選定結果

指定管理者候補者 アクティオ株式会社

8 選定結果の概要

評価項目	総得点	アクティオ株式会社
提案内容・評価点（a）	85	61.0
提案価格 5ヶ年（単位：円）	—	102,114,000
提案価格・評価点（b）	15	15.0
総計（a+b）	100	76.0
順位	—	1

詳細な評価得点結果は、指定管理者候補者選定審査票(集計表)〔別紙2〕のとおりです。

9 審査講評

すわ公園交流館は、諏訪公園内の歴史的建造物の1階に設置されており、中心市街地活性化の拠点として、市民の誰にも開かれた施設とするとともに、中心市街地に来る人や住む人の憩いの場、交流の場及び自己実現の場として諏訪公園と一体的に活用することを目的としています。

そこで、指定管理者になろうとする団体について、施設の持っている目的や性格を踏まえ、サービスの向上や効率的な運営の観点から、指定管理者候補者選定審査基準〔別紙1〕に基づいて検討し、審査しました。特に、利用者間の交流や世代間の交流を促進できる事業や中心市街地への来街者及び周辺居住者にとっての憩いの場づくりが実施できるか、当施設の特長を踏まえた施設の管理・運営ができるか、周辺商店街等と連携することを意識した管理・運営ができるかの3点を重視しました。

アクティオ株式会社は、現在の指定管理者として、これまでも当該施設の運営に携わっており、事業計画書や応募者ヒアリングにおいて、当該施設の設置目的を十分に理解していました。また、指定管理業務に対する意欲が強く感じられるとともに、これまでの実績とノウハウに基づいた業務執行が可能であり、引き続き、指定管理者として施設の効果的、効率的な管理運営が期待できます。

当該施設の立地条件や機能等を生かすための利用者間の交流や世代間の交流を促進できる事業への取り組みについては、現在の指定管理者として1年を通して事業を実施することで一定の集客実績がありました。その上で、さらなる利用者の増加に向け、食育や健康をテーマにして地域包括支援センターと連携したウォーキングイベント等の、利用者の声を踏まえた実現性の高い新たな事業の提案がなされていました。事業を実施していない平常開館時においても、利用者アンケートの結果や施設の内外環境の分析に基づき、飲食可能な施設であるという強みや一人で利用しづらいという課題を抽出し、イトインコーナーの設置といった、設置目的のひとつでもある憩いの場としての来館を促進する工夫がみられました。

また、施設の管理については、国指定登録有形文化財という施設の特長を理解し、保存と活用が必要な施設であると意識していました。加えて、緊急時に利用者の安全を守るため、2階児童館（こどもの家）と共に防災訓練を実施する等連携した施設全体の管理を実施する提案がなされていました。

さらに、当該施設の立地面の特長でもある商店街に隣接していることも意識しており、中心市街地で開催されている様々なイベントをより一層魅力的なものにするため、イベント実施時に事業を同時開催するといった周辺商店街との事業での連携だけでなく、相互間での情報共有といった連携の姿勢がありました。

これらより、特に重視した3点全てにおいて一定の評価ができました。

なお、交流の場としての活用について、特に世代を超えた音楽イベントといった「三世代交流」を意識した提案がなされていました。「三世代交流」は交流の場としての利用促進を狙う中で重要な視点のひとつです。しかし他にも、来街者との交流、小学校等教育機関との交流といった当該施設の価値を引き出すことができる視点があると考えられます。については、多角的な視点での交流を意識した運営による、さらなる利用者の増加、利用促進を期待します。

以上により、総合的に審査した結果、アクティオ株式会社を四日市市すわ公園交流館指定管理者の候補者として、必要な条件を満たしており、適切であると認めます。

[別紙 1]

指定管理者候補者選定評価基準

区分	評価項目		評価基準	配点		
	大項目	中項目		中項目	大項目	
提案内容	1	基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があること	施設の性格や設置目的、現状と課題、指定管理者となる意義や責務について、認識があるか。	4	13
			市民の平等な利用が確保されていること	施設の運営における市民の平等な利用について、考慮されているか。	5	
				事業内容に偏りがあり、利用者が限られていることはないか。施設の性格や設置目的等から、本来、利用できるべき利用者が排除されていないか。		
	3	施設の効用が最大限発揮されていること	正当な理由なく一部の市民に利用制限や優遇を行うことが無いよう、利用者の制限や優遇事項について、正しく確認しているか。	4		
			利用促進に向けた見直し方針等の明示があるか。			
	4	団体の経営状態（経営の健全性）	利用者の利便性を高めるサービスや工夫の明示があること。	6		
			経費節減等について具体的事項の明示があること。			
			団体の経営理念や方針は指定管理者として相応しいものか。			
	5	施設管理運営の実施方針（合目的性）	団体の経営状況は良好か、不測事態や資金需要の集中に対する余裕はあるか。	5		
			過去の実績や業績から経営の安定性を欠くような点はないか。			
		施設の運営体制や組織（責任性、実行性）	業務遂行に係る必要人員を確保しているか。	10		
			現場責任者、有資格者の配置、指揮系統など、責任権限が明示されているか。			
			業務従事者の勤務割振、勤務時間等は適正か。			
			団体として当該施設の管理運営をサポート、バックアップする体制はあるか。			
			市や関係機関との連携や協働について、考え方を明示しているか。			
			従事者研修等に係る計画が立てられているか。			
		事業への具体的な取組み方（機能性、独創性）	收支の均衡は適正か。収入と支出項目に漏れがないか。	26		
			過小又は過大な見積りはないか。積算根拠や方法に誤りがないか。			
			交流館事業の企画・運営業務について、市の示す基本方針等に沿ったものか。			
			管理区域の確認、業務範囲に漏れや逸脱がないか。			
施設や附属設備の保守点検作業は基準や仕様を満たしているか。						
年間事業計画は現実的で実行可能か。						
適正な管理や経理（明瞭性、規律性）	創意工夫や斬新性のある提案や改善があるか。	11				
	利用者の苦情や要望、意見等への対応や処理体制の明示があるか。					
	業務の第三者委託は施設管理の全部又は主たる部分にあたらぬか。					
	地域や他団体と連携して、施設の魅力を高める方策があるか。					
安全管理、緊急時等の対応（安全性）	事務処理や会計処理の基準や手続きに基づき適切に処理できるか。	5				
	経理帳簿・台帳等の整備について明示があるか。					
	情報公開や監査請求について理解があるか。					
環境、障害者等への配慮（社会性）	明瞭かつ効率的な仕様の工夫について明示があるか。	4				
	業務報告や事業報告の期限内作成について明示があるか。					
	安全対策を明示するとともに、業務従事者の教育、訓練の実施計画があるか。					
6	地域貢献	リスクに対する適切な範囲の保険付保の用意があるか。	2			
		緊急時連絡網、市への通報ルールなどの明示があるか。				
		犯罪防止、秘密保持、個人情報保護等セキュリティ対策をしているか。				
		省エネ・環境負担の軽減方策、廃棄物処理方策の明示があるか。				
提案価格	提案価格（価格点）	周辺環境や地域住民等への対応について考え方の明示があるか。	15			
		障害者、子ども、高齢者の利用対応についての考え方の明示があるか。				
合計	合計	類似施設や関連業務の管理運営実績があるか。	100			
		市内に本店または支店など活動拠点があるか。				
合計	合計	障害者について法定雇用率を達成している、又は障害者雇用があるか。	100			
		育児休業制度などが就業規則等に規定されているか。				
		男女共同参画に対する取り組みがあるか。				
		社会福祉活動や環境保全活動など地域貢献活動の実績があるか。				

得点付与の方法

評価	判断基準	得点付与
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2

* 6.地域貢献のみ、E評価の得点付与は下記のとおり

E	劣っている	配点×0.0
---	-------	--------

[別紙2]

指定管理者候補者選定審査票(集計表)

		審査対象施設		四日市市すわ公園交流館			
区分	評価項目		配点	委員数	総配点	アクティオ株式会社	
	大項目	中項目				総得点	
提案内容	1		施設の性格や目的等に合致した方針があること	4	7	28	22.4
	2	基本的な考え方	市民の平等な利用が確保されていること	5	7	35	22.0
	3		施設の効用が最大限発揮されていること	4	7	28	20.8
	4	団体の経営状態(経営の健全性)		6	7	42	32.4
	5	事業計画	施設管理運営の実施方針(目的性)	5	7	35	25.0
			施設の運営体制や組織(責任性、実行性)	10	7	70	44.0
			事業への具体的な取組み方(機能性、独創性)	26	7	182	145.6
			適正な管理や経理(明瞭性、規律性)	11	7	77	48.4
			安全管理、緊急時等の対応(安全性)	5	7	35	23.0
			環境、障害者等への配慮(社会性)	4	7	28	16.8
			過去の実績等	3	7	21	16.8
	6	地域貢献	・市内の活動実績	0.5	7	3.5	2.3
			・障害者雇用	0.5		3.5	2.8
			・男女共同参画	0.5		3.5	2.3
			・市内の地域貢献	0.5		3.5	2.7
合計			85	7	595	427.3	
a. 評価点(85点換算)					85	61.0	
提案価格	提案価格					¥102,114,000	
	b. 価格点(15×最低提案価格/当該提案価格)				15	15.0	
総計(a+b)					100	76.0	
順位							